最高裁規則

○最高裁判所規則第一号

裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年二月一日

最高裁判所

裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第一条　裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和二十七年最高裁判所規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第二条　裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「百分の百四十七・五」を「百分の百五十」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は、平成二十七年十二月以後に支給する期末手当について適用する。

（期末手当の内払）

3　裁判官が平成二十七年十二月に支給を受けた期末手当は、第一条の規定による改正後の裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定による期末手当の内払とみなす。

最高裁判所長官　寺田　逸郎

府令・省令

○内閣府　財務省　経済産業省令第一号

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第十七号）の施行に伴い、及び株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）第二条第一項第五号の規定に基づき、株式会社産業再生機構法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年二月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　林　幹雄

株式会社産業再生機構法施行規則の一部を改正する命令

株式会社産業再生機構法施行規則（平成十五年内閣府財務省経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十三号を次のように改める。

二十三　独立行政法人労働者健康安全機構

附　則

この命令は、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

省　令

○厚生労働省令第十一号

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十六号）の施行に伴い、及び障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第八十四条及び第八十五条の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　雑則（第三十七条―第四十六条）」を「第四章　紛争の解決（第三十六条の十―第三十七条―第四十六条）」に改める。

第二条を次のように改める。

第二条　削除

第十六条第二項中「第五十条第四項」を「第五十条第五項」に改める。

第三十七条中「第七十八条各号」を「第七十八条第一項各号」に改める。

第三十九条第一号中「長期課程の」を削り、「（福祉工学科に係るものに限る。）」を「（職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成十六年厚生労働省令第四十五号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）による職業能力開発総合大学校の長期課程の指導員訓練（福祉工学科に係るものに限る。）」に改め、同条第二号中「長期課程の指導員訓練（福祉工学科に係るものを除く。）」を「指導員訓練（長期養成課程の指導員養成訓練（職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年厚生労働省令第六十一号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則による職業能力開発総合大学校の長期課程の指導員訓練を除く。）に限る。）」に改める。

第四十六条第二項中「第四十四条」を「第三十六条の六、第四十四条第一項及び第四項」に、「第四十五条の二第五項」を「第四十五条第三項及び第四十五条の二第七項」に、「第四十五条、」を「第四十五条第一項、」に、「法第四十五条の三第一項及び第六項」を「第四十五条の三第一項及び第七項」に、「第四十八条第六項」を「第四十八条第七項」に改め、「厚生労働大臣の権限」の下に「並びに法第八十二条第一項に規定する厚生労働大臣の権限のうち法第二章の二に係るもの（法第八十二条第一項に規定する厚生労働大臣の権限のうち法第二章の二に係るものを除く。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、法第三十六条の六に掲げる権限は、都道府県労働局長が自らその権限を行うことを妨げない。

第四章を第五章に改め、第三章の次に次の一章を加える。

第四章　紛争の解決

（準用）

第三十六条の十五　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二号）第三条から第十二条までの規定は、法第七十四条の七第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同令第三条第一項中「法第十八条第一項」とあるのは「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号。以下「障害者雇用促進法」という。）第七十四条の七第一項」と、同項並びに同令第四条（見出しを含む。）及び第五条（見出しを含む。）中「機会均等調停会議」とあるのは「障害者雇用調停会議」と、同条中「都道府県労働局雇用均等室」とあるのは「都道府県労働局職業安定部」と、同令第六条中「法第十八条第一項」とあるのは「障害者雇用促進法第七十四条の七第一項」と、「事業場」とあるのは「事業所」と、同令第八条第一項中「法第二十条第一項又は第二項」とあるのは「障害者雇用促進法第七十四条の八において準用する法第二十条第一項又は第二項」と、「求められた者は、機会均等調停会議に出頭しなければならない。この場合において、当該出頭を求められた者は」とあるのは「求められた者は」と、同条第三項中「法第二十条第一項又は第二項」とあるのは「障害者雇用促進法第七十四条の八において準用する法第二十条第一項」と、同項中「法第二十条第一項の」とあるのは「障害者雇用促進法第七十四条の八において準用する法第二十条第一項の」と、同令第九条中「関係当事者」とあるのは「関係当事者又は障害者の医療に関する専門的知識を有する者その他の参考人」と、同令第十条第一項中「第四条第一項及び第二項」とあるのは「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第三十六条の十五において準用する第四条第一項及び第二項」と、「第八条」とあるのは「同令第三十六条の十五において準用する第八条」と、同条第二項中「都道府県労働局雇用均等室」とあるのは「都道府県労働局職業安定部」と、同令第十一条第一項中「法第二十一条」とあるのは「障害者雇用促進法第七十四条の八において準用する法第二十一条」と、同令別記様式中「事業場」とあるのは「事業所」と読み替えるものとする。

附則第二条第二項中「第十五条第一項から第三項まで」を「第十五条」に改める。

附則第三条の二第二項中「第十五条第四項」を「第十五条第三項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。